

新潟県魚野川流域下水道
管理・更新一体マネジメント業務委託

委託契約書（案）

令和8年8月

新潟県

新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託契約書（案）

- 1 業 務 名 新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託
- 2 履 行 期 間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
- 3 履 行 場 所 ①魚野川流域下水道 六日町処理区
 ②魚野川流域下水道 堀之内処理区
- 4 業務の対価 ¥ ●—
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ●—
- 5 契約保証金 ¥ ●—

上記業務について、委託者 新潟県と受託者 ●は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

委託者	住 所	
	氏 名	印
受託者代表者	住 所	
	氏 名	印
構成員	住 所	
	氏 名	印
構成員	住 所	
	氏 名	印

目 次

第1章 総 則	1
第1条（用語の定義）	1
第2条（言語）	2
第3条（通貨）	2
第4条（計量単位）	2
第5条（期間の計算）	2
第6条（時刻）	2
第7条（準拠法）	3
第8条（責任負担）	3
第9条（指示等）	3
第10条（業務の手段等）	3
第11条（秘密保持義務）	3
第12条（書面主義）	3
第13条（契約の保証）	3
第14条（契約の譲渡等）	4
第15条（著作物の使用等）	4
第16条（特許権等の使用）	4
第17条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	5
第2章 業務の実施	6
第1節 総 則	6
第18条（本委託の概要）	6
第19条（事業期間）	6
第20条（法令等の遵守等）	6
第21条（業務の実施体制等）	6
第22条（総括責任者）	7
第23条（業務責任者及び副業務責任者）	7
第24条（有資格者等の配置）	7
第25条（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）	7
第26条（貸与品）	7
第27条（事業開始に伴う業務引継ぎ等）	8
第28条（再委託）	8
第29条（許認可）	8
第2節 事業実施計画	8
第30条（事業実施計画書等の策定）	8
第31条（事業実施計画書）	8
第32条（年間業務計画書）	8
第33条（業務予定表）	9
第34条（B C P 計画）	9
第35条（事業実施計画書等の修正）	9
第3節 業務の実施	9
第36条（業務の実施）	9
第37条（施設更新等の請求）	9
第38条（乙の改善提案）	10
第39条（要求水準書の変更等）	10
第40条（要求水準書の変更に伴う措置）	10
第41条（水質等の保証）	10

第4節 災害事故対応業務	10
第42条 (対応の基本)	10
第43条 (水質異常時の対応)	10
第44条 (異常水量への対応)	11
第45条 (協働の措置)	11
第46条 (臨機の措置)	11
第47条 (災害・事故発生時の指揮系統)	11
第48条 (災害・事故発生時の費用負担)	12
第5節 モニタリング	12
第49条 (モニタリングの実施等)	12
第50条 (業務日報の作成)	12
第51条 (業務報告書の作成)	12
第52条 (事故報告書)	12
第53条 (実施状況の確認)	12
第54条 (書類による確認)	12
第55条 (定期モニタリング (月次報告会))	12
第56条 (定期モニタリング (年次報告会))	13
第57条 (不定期モニタリング)	13
第58条 (甲が指定する者へのモニタリングの委託及び資料の提供)	13
第6節 要求水準の未達等に対する措置	13
第59条 (是正通告)	13
第60条 (是正計画書の再提出)	13
第61条 (対価の支払停止)	13
第62条 (総括責任者等に対する措置請求)	14
第7節 対価等	14
第63条 (対価の額)	14
第64条 (支払手続)	14
第65条 (物価の変動に基づく対価の額の変更)	14
第3章 リスク分担	16
第1節 一般事項	16
第66条 (施設改良等の費用負担)	16
第67条 (所有権)	16
第68条 (保険)	16
第69条 (一般的損害)	16
第70条 (第三者に及ぼした損害)	16
第71条 (遅延損害金)	16
第2節 法令変更	17
第72条 (法令変更に伴う通知の付与及び協議)	17
第73条 (法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)	17
第3節 不可抗力	17
第74条 (不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)	17
第75条 (法令変更又は不可抗力による対価の支払)	18
第4章 契約の終了	19
第1節 契約の解除	19
第76条 (甲による契約の解除)	19
第77条 (乙による契約の解除)	20

第78条（法令変更による契約の解除）	20
第79条（不可抗力による契約の解除）	20
第80条（談合等不正行為に対する違約金等）	20
第2節 契約終了時の措置	21
第81条（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）	21
第82条（契約解除に伴う業務引継ぎ等）	21
第83条（契約終了時の既存施設等の確認）	22
第84条（乙所有器具等の撤去等）	22
第85条（所有権の移転）	22
第5章 補 則	23
第86条（個人情報情報の取扱い）	23
第87条（情報セキュリティ対策）	23
第88条（解釈）	23
第89条（契約の変更）	23
第90条（公租公課の負担）	23
第91条（管轄裁判所）	23
第92条（契約書に定めのない事項及び解釈の疑義）	23
別紙1 対価の支払方法等	1
別紙2 モニタリングの基本的な方針	1
別紙3 個人情報取扱特記事項	1
別紙4 情報セキュリティ関連業務特記事項	2

第1章 総 則

第1条（用語の定義）

本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「甲」とは、委託者である新潟県をいう。
- (2) 「乙」とは、受託者である●をいう。
- (3) 「本業務」とは、甲と乙が契約締結する新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託において甲が乙に委託する業務をいい、その内容は要求水準書に記載する。
- (4) 「要求水準書」とは、本業務における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (5) 「要求水準」とは、本契約書、要求水準書及び提案書類、その他関係書類（以下「本契約書類」という。）に基づき定められている本業務の実施において甲及び乙が充足すべき水準をいう。
- (6) 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- (7) 「本件施設」とは、要求水準書に示す六日町浄化センター、塩沢流量計、堀之内浄化センター、竜光ポンプ場、宇賀地ポンプ場及び四日町ポンプ場をいう。なお、事業期間中に甲に移管した施設についてもこれに含むものとする。
- (8) 「既存施設等」とは、本件施設及び附属設備並びに本件施設内の甲の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- (9) 「事業期間」とは、乙が本契約に基づき、本業務を実施する期間（令和9年4月1日から令和19年3月31日まで）をいう。
- (10) 「事業年度」とは、事業期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (11) 「契約締結日」とは、本契約について甲と乙が合意し、本契約書に甲乙が記名押印した日をいう。
- (12) 「事業準備期間（移行期間）」とは、契約締結日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (13) 「事業開始日」とは、事業期間の開始日である「令和9年4月1日」をいう。
- (14) 「1日」とは、午前0時00分から同日の午後11時59分までをいう。
- (15) 「対価」とは、本業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいい、本契約書第63条第1項に定めるものをいう。
- (16) 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、本件施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）であって、要求水準に従い乙が修繕業務として行うものをいう。
- (17) 「改築」とは、更新及び長寿命化対策の総称をいう。
- (18) 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、本件施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。
- (19) 「長寿命化対策」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。
- (20) 「事業実施計画書等」とは、事業実施計画書、年間業務計画書、業務予定表及びBCP計画をいう。
- (21) 「事業実施計画書」とは、事業期間を通じた本業務の実施に関する計画をいう。
- (22) 「年間業務計画書」とは、各事業年度における本業務の実施に関する計画をいう。
- (23) 「業務予定表」とは、事業期間中の各月における本業務の主要な作業内容等の予定日等を記載した日程表をいう。
- (24) 「BCP計画」とは、事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- (25) 「業務報告書等」とは、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び事故報告書をいう。
- (26) 「業務日報」とは、事業期間中の各日における本業務の実施に関する報告をいう。
- (27) 「月間業務報告書」とは、事業期間中の各月における本業務の実施に関する報告をいう。
- (28) 「年間業務報告書」とは、各事業年度における本業務の実施に関する報告をいう。

- (29) 「事故報告書」とは、本件施設の事故発生時の状況等に関する報告をいう。
- (30) 「秘密情報」とは、乙が本業務の遂行上知り得た情報をいう。
- (31) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定及び命令、仲裁判断、並びにその他の公的機関の定める全ての規定、判断及び措置等をいう。
- (32) 「法令変更」とは、本契約締結日以降に行われた法令等の制定、改廃又は解釈の変更をいう。
- (33) 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与える甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由であって、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。
- (34) 「総括責任者」とは、本業務全体を総括管理する乙の責任者をいう。
- (35) 「業務責任者」とは、本業務のうち処理場施設等管理業務及び計画策定業務の各業務全体を総括する乙の責任者をいう。
- (36) 「副業務責任者」とは、業務責任者を補佐し又は業務責任者が不在の場合にはこれを代行する者をいう。
- (37) 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物、同法第10条第1項第9号に規定するプログラム及び同法第12条の2に規定するデータベースをいう。
- (38) 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- (39) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令等及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- (40) 「是正計画書」とは、要求水準の未達が判明したときに、乙がその是正方法及び期日等を定める計画書をいう。
- (41) 「是正計画書（再提出）」とは、是正計画書の定める期日までに要求水準の未達が是正されないときに、乙がその是正方法及び期日等を再度定めて提出する計画書をいう。
- (42) 「流入水量」とは、本件施設に流入する下水（汚水）の量で、乙が処理すべき量をいう。
- (43) 「放流水質」とは、本件施設に流入した下水（汚水）を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。
- (44) 「JV」とは、共同企業体をいう。
- (45) 「構成員」とは、本業務の受託を目的として組成されたJVを構成する各企業（代表者を含む。）のいずれか又はその総称をいう。

第2条（言語）

本業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とするものとする。

第3条（通貨）

本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

第4条（計量単位）

本業務の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

第5条（期間の計算）

本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

第6条（時刻）

本業務の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とするものとする。

第7条（準拠法）

本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。

第8条（責任負担）

- 1 本業務に伴う下水道法（昭和33年法律第79号）上の管理責任は、甲が負うものとする。
- 2 その他の甲乙の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

第9条（指示等）

- 1 甲は、下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
- 2 乙がJVを結成している場合においては、甲は、本契約に基づくすべての行為をJVの代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該JVのすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第10条（業務の手段等）

乙は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段等を乙の責任において定めるものとする。

第11条（秘密保持義務）

- 1 乙は、本契約に関連して甲から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、甲の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - （1）甲から開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証しうるもの。
 - （2）甲から開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。
 - （3）甲から開示を受けた後に、自己の責めによらず公知又は公用になったもの。
 - （4）正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく合法的に取得したもの。
 - （5）法令等又は司法機関若しくは行政機関の命令により開示することが義務付けられたもの。ただし、開示にあたっては甲へ事前に通知し、かつ最小限の開示内容にするよう努めること。
 - （6）甲から開示された秘密情報によることなく開発、創造したもの。
 - （7）甲が、第三者に開示することを書面により承諾したもの。
- 2 前項の規定は、事業期間終了後においても、なお5年間効力を有するものとする。
- 3 本業務の遂行過程又はその結果として作成された資料、成果物その他一切の成果（以下「成果物等」という。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は、甲の事前の書面による承諾なく、成果物等を第三者に開示、公表又は利用してはならないものとする。

第12条（書面主義）

- 1 業務における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第13条（契約の保証）

- 1 乙は、契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 無記名の国債又は地方債の提供
 - (3) 特別の法律により設置された法人の発行する債券の提供
 - (4) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関の保証
 - (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (6) 甲を被保険者とし、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約
 - (7) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との工事履行保証契約
- 2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の契約保証金の額、債券の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、対価の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第6号又は第7号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 対価の変更があつた場合には、保証の額が変更後の対価の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。
- 6 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の規定に関わらず、保証の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 乙が地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により別に甲の知事が定める資格を有する者である場合において、乙が過去2年間に甲、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (2) 法令に基づき契約保証金の延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 7 甲は、事業期間が満了し乙が本業務の履行を全て完了したとき、又は第76条から第79条までの規定により本契約が解除されたときは、第1項第1号から第3号までの規定により納付若しくは提供された保証（以下「契約保証金等」という。）を、遅滞なく乙に還付するものとする。この場合において、契約保証金等には利息を付さないものとする。ただし、甲が乙に対して違約金、損害賠償その他本契約に基づく債権を有するときは、甲はこれを控除し、又は充当した上で、その残額を乙に還付するものとする。

第14条（契約の譲渡等）

- 1 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りでない。
- 2 乙は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

第15条（著作物の使用等）

甲は、乙が本業務の実施に当たって使用する著作物について、乙が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

第16条（特許権等の使用）

乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物で

ある旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

第 17 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 乙は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 業務の実施

第1節 総 則

第18条（本委託の概要）

- 1 乙は、本契約に従い、事業期間中の本件施設の運転及び維持管理等を行うものとする。
- 2 本業務の範囲は次に掲げるものとし、各業務の詳細については要求水準書で定めるものとする。
 - （1）総括管理業務
 - ア 一元管理業務
 - イ 各種計画書及び報告書の作成・報告業務
 - ウ 更新計画案作成業務
 - エ 業務管理、安全管理、危機管理業務
 - （2）計画策定業務
 - ア スtockマネジメント計画案策定業務
 - （3）処理場施設等管理業務
 - ア 運転操作監視業務
 - イ 廃棄物運搬処分業務
 - ウ 保守点検整備業務
 - エ 水質管理業務
 - オ 修繕業務
 - カ ユーティリティ等調達・管理業務
 - キ 情報管理業務
 - ク 住民対応業務
 - ケ 文書管理業務
 - コ 保安管理業務
 - サ 環境整備管理業務
 - シ 見学者、研修等対応業務
 - ス 広報協力業務
 - セ 他工事立会業務
 - ソ その他管理業務
 - （4）災害事故対応業務
 - ア 災害事故対応業務

第19条（事業期間）

事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。ただし、本契約締結日から事業期間開始日の前日までを事業準備期間（移行期間）とする。

第20条（法令等の遵守等）

乙は、本業務に係る法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、本業務を実施しなければならない。

第21条（業務の実施体制等）

本業務における実施体制は次のとおりとする。

- （1）乙が本業務を実施する本件施設の運転管理及び維持管理（異常警報発生時の対応を含む。）は、通年24時間連続とし、乙は、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
- （2）乙は、本業務の履行にあたり、要求水準書に定める要件に従い、次に掲げる者を配置するものとする。
 - ア 本業務全体の総括責任者
 - イ 処理場施設等管理業務の業務責任者及び副業務責任者

- ウ 計画策定業務の業務責任者
- エ 第24条に定める有資格者
- オ その他本業務の履行に必要な従事者

第 22 条（総括責任者）

- 1 乙は、事業準備期間（移行期間）に、前条第 2 号ア及び要求水準書に基づき総括責任者を配置するものとし、その氏名その他必要な事項を甲に通知して、その確認を受けるものとする。また、総括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 総括責任者は、総括管理業務の業務責任者として、本業務全体の一元的な総括管理を行うこととし、すべての業務の内容を把握し、甲との連絡の窓口となるほか、要求水準書の定めに従って業務を遂行しなければならない。
- 3 総括責任者は、別紙 2 の定めに従い、甲及び乙が実施する月次報告会、年次報告会、その他甲が必要と認める報告会等に出席し、業務内容及び履行状況について説明及び協議を行うものとする。

第 23 条（業務責任者及び副業務責任者）

- 1 乙は、事業準備期間（移行期間）に、第21条第 2 号イ及びウに基づき業務責任者及び副業務責任者を配置するものとし、その氏名その他必要な事項を甲に通知して、その確認を受けるものとする。業務責任者及び副業務責任者を変更したときも同様とする。
- 2 処理場施設等管理業務の業務責任者及び副業務責任者は、要求水準書に定める要件を満たす者を 1 名ずつ配置するものとし、要求水準書の定めに従って業務を遂行しなければならない。
- 3 計画策定業務の業務責任者には、要求水準書に定める要件を満たす者を 1 名配置するものとし、要求水準書の定めに従って業務を遂行し、又はさせなければならない。

第 24 条（有資格者等の配置）

乙は、事業期間中、要求水準書に定める有資格者及び従事者を配置し、法令等及び要求水準に準拠して本業務を実施するものとする。

第 25 条（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）

- 1 甲及び乙は、事業準備期間（移行期間）において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。
- 2 乙は、本業務の実施を目的として、既存施設等を使用することができるものとする。
- 3 乙は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。
- 4 第 1 項による確認の結果、既存施設等に把握されていない不具合等があるときは、乙は甲に対して、速やかにその不具合の内容を報告しなければならない。
- 5 甲は、当該報告を受けたときは速やかに報告内容を確認し、その結果、把握していない不具合が認められるときは、乙と協議し、速やかに必要な処置を講じなければならない。

第 26 条（貸与品）

- 1 甲は、事業期間中、要求水準書に定める貸与品を無償で乙に貸与するものとする。
- 2 乙は、前項の貸与を受けたときは、速やかに貸与品一覧表を作成し、甲の求めに応じて随時提出できるよう管理しなければならない。
- 3 乙は、甲から貸与を受けた貸与品を善良なる管理者の注意を以って管理するものとし、貸与品が毀損又は滅失したときは、乙は速やかに甲に報告し、自らの費用でこれを弁償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により貸与品が毀損又は滅失したときはこの限りではない。
- 4 貸与品が不要となったとき及び事業期間又は本契約が終了したときは、乙は、直ちにこれを甲に返還するものとする。

5 貸与品の利用に係る一切の責任は、本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が負担する。

第 27 条（事業開始に伴う業務引継ぎ等）

- 1 乙は、自らの負担により、事業準備期間（移行期間）に、本業務の履行に必要な引継ぎを完了するものとする。なお、業務引継ぎの内容等については、要求水準書に定めるものとする。
- 2 甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、乙に適切に開示するものとする。
- 3 乙は、本業務の履行に必要な本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第 1 項に規定する乙による業務引継ぎ等を行わないことができる。
(1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。
(2) 甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

第 28 条（再委託）

- 1 乙は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 前項に規定する第三者への委託が禁止される本業務の主要な部分は要求水準書に定めるところによる。
- 3 乙は、第 1 項に定める業務以外の本業務の一部を第三者に委託しようとする場合には、事前に書面による甲の承諾を得るものとする。委託先を変更するときも同様とする。
- 4 前項の規定による業務の委託は、すべて乙の責任において行うものとし、委託先（委託先からの再委託、下請負等を含む。）その他本業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

第 29 条（許認可）

- 1 乙は、本業務を履行するために必要な国及び地方公共団体その他関係機関への許認可の取得、届出等の手続（以下「許認可等手続」という。）を、自らの責任及び費用で行うものとする。ただし、乙が必要な許認可等手続を行うため、甲の協力を求めたときは、甲は、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本業務に関する下水道事業の実施に関し、甲が自ら行うべき許認可等手続は甲が行うものとし、乙は、甲の請求により必要な協力を行うものとする。

第 2 節 事業実施計画

第 30 条（事業実施計画書等の策定）

乙は、本業務の実施のため、本契約及び要求水準書に基づき、次条から第34条までに定めるところにより、乙の責任と費用により、事業実施計画書等を策定しなければならない。

第 31 条（事業実施計画書）

- 1 乙は、事業開始日の14日前までに、要求水準書及び提案書類に記載された条件を満たす事業実施計画書を策定し、甲に提出の上、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、事業実施計画書の内容等に変更が生じる場合、甲に変更の申し出を行うことができるものとする。
- 3 甲は、前項の申し出を受けたときは、当該事業実施計画書の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

第 32 条（年間業務計画書）

- 1 乙は、各事業年度開始日の14日前までに、要求水準書及び提案書類に記載された要件を満たす当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間業務計画書を策定し、甲の承諾を得

なければならない。

- 2 年間業務計画書は、前条の事業実施計画書に基づき策定するものとする。
- 3 乙は、年間業務計画書の内容等に変更が生じる場合、甲に変更の申し出を行うことができるものとする。
- 4 甲は、前項の申し出を受けたときは、当該年間業務計画書の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

第 33 条（業務予定表）

乙は、事業期間中の毎月、本業務で実施する各業務の主要な作業内容等に関して、作業項目ごとの予定日等を記載した業務予定表を作成し、前月20日までに甲に提出するものとする。

第 34 条（BCP計画）

- 1 乙は、事業開始日の14日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めたBCP計画及び緊急連絡体制系統図を本契約、要求水準書、提案書類等に基づき策定し、甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項のBCP計画を必要に応じて適宜改訂するものとする。
- 3 乙は、前項の改訂を行ったときは、速やかに甲に届け出て、その承認を得るものとする。
- 4 乙は、第1項のBCP計画策定時までに緊急連絡体制系統図を作成し、甲に提出するものとする。また、緊急連絡体制系統図を変更したときも同様とする。

第 35 条（事業実施計画書等の修正）

- 1 甲は、前4条に基づく事業実施計画書等が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書等について変更若しくは修正又は再提出するものとする。
- 3 乙が期日までに、当該事業実施計画書等の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第61条に定める措置を適用するものとする。
- 4 甲は正当な理由なくして、乙が提出した事業実施計画書等に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

第 3 節 業務の実施

第 36 条（業務の実施）

乙は、本契約、要求水準、事業実施計画書等及び提案書類に従って本業務を履行しなければならない。

第 37 条（施設更新等の請求）

- 1 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは本件施設の修繕により、本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨を報告し、施設の改築を請求することができるものとする。
- 2 前項の請求があったときは、甲は速やかに本件施設の現況を調査して、改築の是非を判断し、その内容を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請に十分配慮するものとする。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、社会通念上必要かつ相当な期間において、甲が必要な施設の改築を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を負担す

る。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて、乙に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、乙に求償することができるものとする。

第38条（乙の改善提案）

- 1 乙は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。
- 2 前項の乙が提案できる範囲は、対価の額の低減を伴うものとする。

第39条（要求水準書の変更等）

- 1 甲は、本件施設に新たな施設が追加された場合、又は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。
- 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
- 4 法令変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第72条の定めに従うものとする。

第40条（要求水準書の変更に伴う措置）

- 1 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害（対価の減額は除く。）が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて対価を減額するものとする。
- 2 前項において、甲の負担する額又は乙の対価の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、第38条第1項の改善提案の結果生じた乙の対価の減額については、対価の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。
- 3 前項により、対価の減額を行った場合においても、要求水準の遵守に係る乙の責任が回避されるものではない。
- 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害（対価の減額は除く。）が生じたときの措置は、第73条の定めに従うものとする。

第41条（水質等の保証）

- 1 乙は、事業期間を通じ、要求水準書に定める流入水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水汚泥含水率を確保し、これを保証するものとする。
- 2 前項の水準を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第43条及び第44条の場合を除き、第70条第1項の定めに従うものとする。

第4節 災害事故対応業務

第42条（対応の基本）

乙は、緊急事態が発生したときは、第34条に定めるBCP計画に基づき、災害・事故その他の不可抗力事由による本業務への影響を可及的に避けるため、最大限の努力を行うものとする。

第43条（水質異常時の対応）

- 1 不可抗力その他、乙の責めによらず、悪質な流入水により反応槽内生物が死滅するおそれがあるとき、放流水の水質が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）若しくは新潟県条例に定める水

質基準を満足しないとき又はそのおそれがあるとき（以下「水質異常」という。）は、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、本件施設の処理の一部又は全部を停止すること（以下「処理停止」という。）又はその他の措置を指示することができるものとする。
- 3 前項の甲の指示による処理停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、第70条第2項の定めに従うものとする。

第44条（異常水量への対応）

- 1 不可抗力その他、乙の責めによらず、本件施設の浸水、汚水流出若しくは放流水質の悪化又はそのおそれがあるときは、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。
- 2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、本件施設の処理停止又はその他の措置を指示することができるものとする。
- 3 前項の甲の指示による処理停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、第70条第2項の定めに従うものとする。

第45条（協働の措置）

- 1 前2条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務を負うものとする。
- 2 前項の乙の協力が本契約の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約の範囲内における乙の協力による措置の場合は、甲は負担しないものとする。

第46条（臨機の措置）

- 1 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、乙は当該措置の内容を、甲に直ちに通知するものとする。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。
- 4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

第47条（災害・事故発生時の指揮系統）

- 1 甲は、第43条又は第44条を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに総括責任者にその旨を通知するものとする。なお本項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知するものとする。
- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、総括責任者は甲の直接の指揮監督に服し、乙の従事者等は、総括責任者を通じ、甲の指示に従わなければならない。
- 3 他の下水道事業体若しくはその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生若しくは発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合又は本業務の履行場所以外の甲の処理区において同様の協力が必要となった場合は、甲は、総括責任者を通じて乙に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、乙は、実務上可能な範囲で、甲の指示に従うものとする。

第 48 条（災害・事故発生時の費用負担）

前条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、総括責任者並びに乙の従事者等が甲の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、甲乙協議の上で定めるものとする。

第 5 節 モニタリング

第 49 条（モニタリングの実施等）

- 1 甲及び乙は、別紙 2 に従い、本業務のモニタリングを実施する。
- 2 乙は、本契約及び要求水準書に基づき、次条から第 52 条までに定めるところにより、乙の責任と費用により、業務報告書等を作成するとともに、セルフモニタリングにおいて要求水準の未達、又はそのおそれがあることを認識した場合、速やかに甲に報告しなければならない。

第 50 条（業務日報の作成）

- 1 乙は、各業務についての業務日報を作成し、常に本件施設に備えるものとする。
- 2 乙は、甲が前項の業務日報の提出を請求したときは、速やかに甲に提出しなければならない。
- 3 第 1 項に基づき作成する業務日報の内容等は、要求水準書に定めるものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、甲乙協議の上、乙は、業務日報の内容等を是正しなければならない。

第 51 条（業務報告書の作成）

- 1 乙は、本業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成するものとする。
 - （1）乙は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を翌月 10 日（事業期間の最終月は当月末日）までに、甲に提出するものとする。なお、月間業務報告書には、計画策定業務に関する業務ごとの履行報告を含めるものとする。
 - （2）乙は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を翌年度の 4 月 10 日（事業期間の最終年度は当年度末日）までに、甲に提出するものとする。
- 2 前項各号の報告書の内容等は、要求水準書に定めるものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、甲乙協議の上、乙は、報告書の内容等を是正しなければならない。

第 52 条（事故報告書）

乙は本業務の遂行の際に事故が生じた場合には、直ちに口頭にて甲へ報告するとともに、その都度日時、対応者、事故状況、対象設備の状況等をまとめた事故報告書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

第 53 条（実施状況の確認）

甲は、事業期間において、甲の費用により、乙が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次条から第 57 条までに定めるところにより、本業務の実施状況を確認するものとする。

第 54 条（書類による確認）

- 1 甲は、乙が提出した事業実施計画書、年間業務計画書、月間業務報告書、年間業務報告書、事故報告書、ストックマネジメント計画案策定業務に係る業務完了時の提出書類、その他甲が必要と認めた書類に基づき、本業務の実施状況を確認するものとする。
- 2 前項の確認は、各書類の提出を受けた日から 10 日以内に完了するものとする。

第 55 条（定期モニタリング（月次報告会））

- 1 甲及び乙は、事業期間中、毎月 1 回、月次報告会を開催する。
- 2 月次報告会は、乙による前月業務報告、業務進捗状況等を議題とする。
- 3 甲は、月次報告会において、本業務の進捗状況並びに課題及びその是正状況等を確認し、対応方針について乙と協議を行う。
- 4 甲は、必要に応じて月次報告会の開催頻度や時期を変更することができる。

第 56 条（定期モニタリング（年次報告会））

- 1 甲及び乙は、各事業年度終了後の翌年度 4 月に年次報告会を開催し、乙による業務の進捗状況、要求水準の達成状況並びに課題及びその是正状況等を確認する。ただし、最終年度については同年度 3 月に実施するものとする。
- 2 年次報告会は、乙による各種業務報告、業務進捗状況、要求水準の達成状況、年間業務計画書の確認等を議題とする。
- 3 甲は、年次報告会において、本業務の進捗状況並びに課題及びその是正状況等を確認し、対応方針について乙と協議を行う。
- 4 甲は、必要に応じて年次報告会の開催頻度や時期を変更することができる。

第 57 条（不定期モニタリング）

- 1 前 3 条による確認の結果、甲が必要と認めたとき、又は、乙が現地確認を要請したときは、甲は、現地における確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に定めるほか、必要と認めたときは、事前に乙と実施日を調整の上、現地における確認を行うことができる。
- 3 甲が前 2 項の確認を実施するときは、乙は、甲の確認に立会い、本業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、甲に協力するものとする。甲が現地において本業務の品質及び性能の確認を行った場合、その確認及び復旧に要する費用は乙の負担とする。
- 4 前各項に定めるほか、甲が必要と認めたときは、緊急モニタリングを行うものとする。この場合、甲は、乙に遅滞なく緊急モニタリングの実施日を通知し、乙は、当該緊急モニタリングに要する書類等を速やかに甲に提出するものとする。

第 58 条（甲が指定する者へのモニタリングの委託及び資料の提供）

- 1 甲は、甲のモニタリングの補完・支援を目的として、甲が指定する者（以下「指定受託者」という。）にモニタリングを委託する場合には、本業務に関する資料を当該指定受託者へ提供することができる。
- 2 指定受託者は、必要に応じて甲の実施する前 4 条のモニタリングに同席することができる。

第 6 節 要求水準の未達等に対する措置

第 59 条（是正通告）

- 1 乙によるセルフモニタリング又は第 54 条から第 57 条による確認の結果、要求水準の未達（第 43 条及び第 44 条に定める不可抗力等による場合を除く。）が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、是正措置をとることを通告するものとする。
- 2 乙は、前項の通告を受理したときは、甲により定められた期間内に、是正方法及び期日等の是正計画を定めた是正計画書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の是正計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該是正計画書の修正を求めることができる。

第 60 条（是正計画書の再提出）

- 1 甲は、前条の是正計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、乙に対して、是正計画書（再提出）として、是正計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、是正計画書（再提出）の場合に準用する。
- 3 前条及び本条において、是正計画書、是正計画書（再提出）及び要求水準の未達の是正に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

第 61 条（対価の支払停止）

- 1 前条に基づき、是正計画書（再提出）に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されない

とき、又は第35条第3項に該当したときには、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、対価の支払いを停止することができるものとする。

- 2 前項の支払停止を行う場合には、甲は乙に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は第1項に基づき支払いを停止していた対価を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、対価の支払停止措置を講じた後、甲により定められた期間を経過しても当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、甲は、第76条第1項の定めに従い本契約を解除することができるものとする。

第62条（総括責任者等に対する措置請求）

- 1 前条に定める対価の支払停止のほか、是正計画書（再提出）に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は、総括責任者、業務責任者、副業務責任者又は乙の従事者若しくは第28条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に甲に通知しなければならない。

第7節 対価等

第63条（対価の額）

- 1 対価の支払いの対象となる経費区分及び対価の金額並びに対価の支払方法については別紙1のとおりとする。
- 2 本契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、甲は本契約をなんら変更することなく対価に相当額を加減して支払うものとする。
- 3 甲は、対価の支払に際し、第71条に定める遅延損害金について、乙から甲への支払が必要な場合、必要額を対価から控除した上で、これを支払うことができるものとする。

第64条（支払手続）

- 1 乙は、第51条第1項第1号の月間業務報告書について、第54条第1項で定める実施状況の確認を受け、その結果の通知を受けたときには、当該月間業務報告書の対象月に係る対価の支払を請求することができるものとする。ただし、ストックマネジメント計画案策定業務については、甲が成果物の検査を完了したときに、対価の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、対価を支払わなければならない。なお、対価は乙が指定する口座に振り込むものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第54条第2項の期間内に月間業務報告書の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から月間業務報告書の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 前2項の定めにかかわらず、第61条第1項に基づく対価の支払停止措置があったときは、甲は、同条第3項に定める場合のほか、対価の支払を要しない。

第65条（物価の変動に基づく対価の額の変更）

- 1 甲又は乙は、事業期間内の別紙1で定める期間及び時期に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により同別紙で定める変更対象となる対価の額が不適当となったと認めたときは、同別紙に定める物価変動等の対応に従って相手方に対して対価の額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、対価の額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、対価の額の変更を請求することができる。
- 3 甲又は乙により前2項の請求があつたときは、甲乙協議の上、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。
- 4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

第66条（施設改良等の費用負担）

- 1 流入水質の著しい悪化、流入水量の著しい増加その他乙の責めに帰すべき事由以外の事由によって要求水準書に定める放流水質及び脱水汚泥含水率を確保することができないと認められる場合には、第41条の定めにかかわらず当該要求水準遵守に関する乙の義務を免責するものとし、甲及び乙は、施設の改良その他施設能力確保のための措置について、協議するものとする。
- 2 前項の協議により、施設の改良その他施設能力確保のための措置を行うに際し、必要となる費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が本業務の実施に関して新たに必要となる費用については、甲乙間協議の上定めるものとする。

第67条（所有権）

- 1 本件施設の所有権は、甲に帰属する。
- 2 乙の負担により本件施設に設置した器具又は備品等の所有権は、乙に帰属する。ただし、事業期間中に当該器具又は備品等の譲渡を甲又は乙が要求し、その相手方が承諾した場合は、その所有権は甲に譲渡される。
- 3 前項に基づき乙が設置した器具又は備品等を甲に譲渡する場合においては、甲は乙に対して譲渡対価を支払うものとする。なお、譲渡対価の額及び清算方法については甲乙協議の上定めるものとする。

第68条（保険）

乙は、事業期間中、乙の費用により、本業務の実施に必要な第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとし、甲に報告するものとする。ただし、甲が事前に承諾した場合には、乙は保険加入に代替する措置をとることができる。

第69条（一般的損害）

本業務の実施に関し、乙の故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

第70条（第三者に及ぼした損害）

- 1 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第2項及び第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 2 第43条第3項及び第44条第3項並びに、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、乙がその賠償額を負担する。
- 3 業務を行うにつき、通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担するものとする。ただし、本業務の実施に関し、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

第71条（遅延損害金）

甲又は乙が、本契約に基づいて履行すべき対価、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、甲又は乙は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項及び同法第14条に定める割合で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

第2節 法令変更

第72条（法令変更に伴う通知の付与及び協議）

- 1 本契約締結日以後に行われた法令変更により、本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき若しくは著しく困難になったとき又はそのおそれがあるときは、乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令等に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 甲が乙から第1項の通知を受領したときは、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約及び要求水準書の変更並びに費用の変更等について、協議するものとする。
- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

第73条（法令変更に伴う増加費用又は損害の負担）

法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

- （1）本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は甲の負担とし、乙に対して一般に適用される法令等の変更は乙の負担とする。
- （2）消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、甲の負担とし、本業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、乙の負担とする。

第3節 不可抗力

第74条（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）

- 1 不可抗力により本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 4 乙が前項の通知を受領したときは、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について協議するものとする。
- 5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務の実施を継続するものとする。

第 75 条（法令変更又は不可抗力による対価の支払）

第72条第2項又は前条第2項に基づき乙が本業務の一部又は全部の履行義務を免れたときは、甲及び乙は、当該業務に相当する対価の減額について協議するものとする。

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

第76条（甲による契約の解除）

- 1 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で、契約を解除することができるものとする。
 - （1）乙の責めに帰すべき事由により、事業開始日から30日が経過しても本業務の履行を開始しないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
 - （2）乙の責めに帰する事由により、連続して2日以上又は1年間において10日以上、乙が本件施設の処理の一部又は全部を行わないとき。
 - （3）本契約に基づく甲のモニタリングの結果、乙の要求水準未達が第61条第1項の支払停止措置後甲が定めた期間を経過しても是正されず、又は要求水準達成の見込みがないとき。
 - （4）乙が、本業務の履行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - （5）乙（乙がJVの場合は各構成員のいずれか）が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立て（以下「倒産手続開始申立て」という。）を取締役会において決議したとき、若しくは第三者によって、当該申立てがなされたとき。ただし、乙がJVのときは、甲は、本契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、乙と協議を行い、乙による本業務の履行に支障がないと甲が判断した場合を除く。
 - （6）乙（乙がJVの場合は各構成員のいずれか）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - （7）前号までに規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が終了する場合は、乙は、甲の請求に基づき、甲の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、本契約の終了日の属する年度に支払いが予定されている別紙1の対価A（別紙1の3（1）に記載する当該年度の金額の総額をいう。以下同じ。）及び対価B（別紙1の4（1）の算定式により算定した金額をいう。以下同じ。）の総額（本契約締結後、対価の変更があった場合には、変更後の総額）の10分の1に相当する額とする。
- 3 前項の規定は、甲に生じた損害が前項の違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について損害賠償を請求することを妨げるものではない。

第 77 条（乙による契約の解除）

- 1 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。
 - （1）甲が本契約に基づいて履行すべき対価の支払いについて、第64条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても対価の支払を行わなかったとき。
 - （2）甲が、契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
 - （3）甲の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定により契約が終了する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの対価のうち既に完了している業務の未払いの対価を支払うものとする。この場合における対価の支払手続は、第64条の定めを準用するものとする。
- 3 前項のほか、甲は、第1項の規定による本契約の終了により乙に生じた損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

第 78 条（法令変更による契約の解除）

- 1 事業期間において、第72条第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協議が整わないときは、書面により相手方に通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 前2項に基づき本契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、第73条の定めに従うものとする。

第 79 条（不可抗力による契約の解除）

- 1 事業期間において、第74条第4項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協議が整わないときは、書面により相手方に通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により契約を解除する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの対価のうち未払いの対価について、甲及び乙の協議に基づき、支払いを免除又は一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における対価の支払の手続は、第64条の規定を準用する。

第 80 条（談合等不正行為に対する違約金等）

- 1 本契約に関し、乙（JVの場合は、その構成員）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の対価（本契約締結後、対価の変更があった場合には、変更後の対価）のうち当該事象が発生した日の属する年度に支払いが予定されている別紙1の対価A及び対価Bの総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - （1）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条に違反し又は乙が構成事業者となっている事業者団体（以下「乙等」という。）が独占禁止法第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙等に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項により取り消された場合を含む。）。
 - （2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号に

において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項は、甲に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第2節 契約終了時の措置

第81条（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）

- 1 乙は、事業期間の終了日までに、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する者に、3か月程度を目安として、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継ぎ、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。
 - (1) 乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めたとき。
 - (2) 甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。
- 3 乙が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、甲の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、当該違約金の額は、本契約の終了日の属する年度に支払いが予定されている別紙1の対価A及び対価Bの総額の10分の1を上限とする。
- 4 第1項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に記載するほか、甲乙協議により定めるものとする。

第82条（契約解除に伴う業務引継ぎ等）

- 1 契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。
- 2 第76条（第1項第5号を除く。）によるときは、第81条第1項に記載する「事業期間の終了日までに」を「甲が定める期日まで」と読み替え、第81条を適用するものとする。
- 3 第76条第1項第5号によるときは、甲は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。
 - (1) 第13条の規定に基づく契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保証が差し入れられ、又は履行保証保険が付保されている場合は、甲は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。
 - (2) 前号の乙による当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、甲は乙に対し当該解除があった年度に支払いが予定されている別紙1の対価A及び対価Bの総額の10分の1に相当する支払を求め、これをもって、債権に充当するものとする。
- 4 前項の規定は、終了時の業務引継ぎ等に代わる措置の費用の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。
- 5 第77条によるときは、業務引継ぎ等に係る費用は、甲の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第 83 条（契約終了時の既存施設等の確認）

- 1 本契約が終了するときは、甲及び乙は双方が立会いの上、既存施設等について、第25条第1項に基づき確認した既存施設等（事業期間中に、既存施設等が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。
- 2 前項に定める既存施設等の確認は、事業期間満了による契約終了のときは、事業期間終了日までに完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。
- 3 前項による確認の結果、既存施設等に契約不適合があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- 4 甲は、前項にかかわらず、本契約終了日より1年以内に、既存施設等に契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

第 84 条（乙所有器具等の撤去等）

事業期間の終了又は解除によって本契約が終了したときは、乙は乙の責任と費用により、速やかに乙が設置した器具及び備品等を撤去しなければならない。ただし、次条第1項の規定により甲に所有権が譲渡される器具又は備品等については、この限りではない。

第 85 条（所有権の移転）

- 1 前条ただし書きにおいて、乙が設置した器具又は備品等の譲渡を甲又は乙が要求し、その相手方が承諾した場合は、事業期間の終了時又は本契約の解除時において、当該器具又は備品等の所有権は甲に譲渡される。
- 2 前項に基づき乙が設置した器具又は備品等を甲に譲渡する場合においては、甲は乙に対して清算金を支払うものとする。なお、清算金の額及び清算方法については甲乙協議の上定めるものとする。

第5章 補 則

第 86 条（個人情報取扱い）

乙は、本業務に係る個人情報について、別紙 3 及び法令等に従い適正に取り扱わなければならない。

第 87 条（情報セキュリティ対策）

乙は、本業務を実施するにあたり、別紙 4 を遵守しなければならない。

第 88 条（解釈）

甲が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

第 89 条（契約の変更）

本契約に定めるほか、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容を変更することができるものとする。

第 90 条（公租公課の負担）

本契約に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、対価及びこれに対する消費税額を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

第 91 条（管轄裁判所）

本契約に関連して発生したすべての紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 92 条（契約書に定めのない事項及び解釈の疑義）

契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は契約書の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

（以下余白）

別紙1 対価の支払方法等

1 経費区分

本業務については、「別表1」に示す3つの経費区分により対価の支払いを行うものとする。

また、支払い時期については、「月ごと」又は「検査後に支払い」により対価の支払いを行うものとする。

別表1 本事業の経費区分の考え方

経費区分	考え方
対価A	民間事業者の提案額に基づき、固定額で支払う（固定払い）
対価B	民間事業者の提案した単価に基づき、実績を基に支払う（変動払い）
対価C	業務実績に応じて、業務実施に要した金額を支払う（実績払い）

2 各業務の経費区分

本事業の各業務の経費区分は、「別表2」に示すとおりとする。

別表2 各業務の経費区分

業務区分	業務内容		経費区分	支払い時期
総括管理業務	一元管理業務		対価A	月ごと
	各種計画書及び報告書の作成・報告業務		対価A	月ごと
	更新計画案作成業務		対価A	月ごと
	業務管理、危機管理、安全管理業務		対価A	月ごと
計画案策定業務	ストックマネジメント計画案策定業務		対価A	検査後に支払い
処理場施設等管理業務	運転操作監視業務		対価A	月ごと
	廃棄物運搬処分業務		対価B	月ごと
	保守点検整備業務		対価A	月ごと
	水質管理業務		対価A	月ごと
	修繕業務	計画修繕	対価C	月ごと
		突発修繕（税込み60万円未満）	対価A	月ごと
		突発修繕（税込み60万円以上）	対価C	月ごと
	ユーティリティ等※ 調達・管理業務	電力	対価C	月ごと
		薬品	対価B	
		上記以外	対価A	
	情報管理業務		対価A	月ごと
	住民対応業務		対価A	月ごと
	文書管理業務		対価A	月ごと
	保安全管理業務		対価A	月ごと
	環境整備管理業務		対価A	月ごと
	見学者、研修等対応業務		対価A	月ごと
	広報協力業務		対価A	月ごと
	他工事立会業務		対価A	月ごと
	その他管理業務		対価A	月ごと
災害事故対応業務	災害事故対応業務		対価C	月ごと

※ユーティリティ等とは、「要求水準書第3章 3.4.6 ユーティリティ等調達管理業務」に記載の電力・水道・燃料用油類・LPG・薬品・通信・消耗品等が対象になる。

3 対価Aの支払い

(1) 対価Aの金額

各業務のうち対価Aに区分される業務の対価については、各年度以下の金額とする。

別表3 各業務の対価Aに係る金額

業務区分	業務内容	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
総括管理業務	一元管理業務										
	各種計画書及び報告書の作成・報告業務										
	更新計画案作成業務										
	業務管理、危機管理、安全管理業務										
計画案策定業務	ストックマネジメント計画案策定業務										
処理場施設等管理業務	運転操作監視業務										
	保守点検整備業務										
	水質管理業務										
	修繕業務	突発修繕（税込み60万円未満）									
	ユーティリティ等※ 調達・管理業務	電力、薬品以外									
	情報管理業務										
	住民対応業務										
	文書管理業務										
	保安全管理業務										
	環境整備管理業務										
	見学者、研修等対応業務										
	広報協力業務										
	他工事立会業務										
	その他管理業務										

※ユーティリティ等とは、「要求水準書第3章 3.4.6 ユーティリティ等調達管理業務」に記載の電力・水道・燃料用油類・LPG・薬品・通信・消耗品等が対象になる。

(2) 対価Aの支払い方法

① 対価A（計画策定業務以外）

甲は、対価Aに区分される業務のうち計画策定業務以外については、毎月、年間の支払額（別表3に示した金額）の12分の1に相当する金額を支払うものとする。

② 対価A（計画策定業務）

甲は、対価Aに区分される業務のうち計画策定業務については、乙が各年度における成果品の提出を行い、甲による実施確認を受けた後で支払いを行うものとする。

(3) 対価Aの支払い手続き

① 対価A（計画策定業務以外）

乙は、甲から月間業務報告書を基にしたモニタリング結果の通知を受けたうえで、支払請求書を発行するものとする。

甲は、支払請求書を受理した場合において、各業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に対価を乙に支払うものとする。

② 対価A（計画策定業務）

対価Aに区分される業務のうち計画策定業務の支払い手続きは、以下のとおりとする。

ア 乙は業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

イ 甲は、前号の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

ウ 前号の規定により、甲が検査に合格した旨の通知をしたときは、成果物の引渡しが行われたものとみなす。

エ 乙は、検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前号の規定を適用する。

オ 乙は、イ又はエの検査に合格したときは、各業務の対価の支払を請求することができる。

カ 甲は、前号の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に各業務の対価を支払わなければならない。

4 対価Bの支払い

(1) 対価Bの金額

各業務のうち対価Bに区分される業務についての対価は、各年度において、以下により算定される金額とする。

ア 「廃棄物運搬処分費」＝「汚泥処分量 1 tあたりの廃棄物運搬処分費の提案単価（円/t）」×「想定汚泥処分量（t/年）」

イ 「薬品費」＝「流入水量 1 m³あたりの薬品費の提案単価（円/m³）」×「想定流入水量（m³/年）」

(2) 対価Bの支払い方法

甲は、対価Bに区分される業務について、毎月、年間の支払額の12分の1に相当する金額を支払うものとする。

ただし、各年度の処理水量の実績値が確定したときにおいて、各年度の廃棄物運搬処分業務、ユーティリティ等調達・管理業務（薬品）の精算額を次の式により算定する。計算において1円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てたうえで、年度の最終月の支払いの金額に増額又は減額することで精算するものとする。なお、算定は税抜で行うものとする。なお、減算する金額が年間の支払額の12分の1に相当する金額を上回る場合、乙は甲に減算する金額と年間の支払額の12分の1に相当する金額の差額を支払うものとする。

ア 「廃棄物運搬処分費の増減」＝「廃棄物運搬処分費の年額」×（「実績汚泥処分量」÷「想定汚泥処分量」－1）

イ 「薬品費の増減」＝「薬品費の年額」×（「実績流入水量」÷「想定流入水量」－1）

ここで、

実績汚泥処分量：当該年度の実績汚泥処分量（t/年）

想定汚泥処分量：別表4に定める各年度の想定汚泥処分量

実績流入水量：当該年度の実績流入水量（m³/年）

想定流入水量：別表4に定める各年度の想定流入水量

※ただし、（「実績汚泥処分量（t/年）」÷「想定汚泥処分量（t/年）」－1）・（「実績流入水量（m³/年）」÷「想定流入水量（m³/年）」－1）が±5パーセントの範囲を超えたときに限り、精算を行うものとする。

(3) 対価Bの支払い手続き

乙は、甲から月間業務報告書を基にしたモニタリング結果の通知を受けたうえで、支払請求書を発行するものとする。

甲は、支払請求書を受理した場合において、実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に対価を乙に支払うものとする。

別表4 各業務の対価Bに係る金額

業務内容			令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
想定汚泥処 分量	六日町処理区 (t/ 年)		1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	堀之内処理区 (t/ 年)		800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
想定流入水 量	六日町処理区 (m ³ / 年)		4,097,496	4,046,416	4,006,315	3,966,056	4,685,360	5,197,503	5,143,874	5,090,008	5,049,643	4,981,540
	堀之内処理区 (m ³ / 年)		3,588,985	3,628,406	3,590,263	3,639,702	3,698,644	3,680,209	3,676,195	3,637,849	3,603,585	3,555,096
廃棄物運搬 処分業務	六日町 処理区	① 運搬費提 案単価 (円 /t)										
		① 処分費提 案単価 (円 /t)										
		金額 (円)										
	堀之内 処理区	① 運搬費提 案単価 (円 /t)										
		① 処分費提 案単価 (円 /t)										
		金額 (円)										
ユーティリ ティ等調 達・管理業 務(薬品)	理六 区日 町処	提案単価(円 /m ³)										

		金額（円）										
	堀之内処理区	提案単価（円 /m ³ ）										
		金額（円）										

5 対価Cの支払い

(1) 対価Cの金額

各業務のうち対価Cに区分される業務についての対価は、乙が業務の実施に実際に要した金額とする。

(2) 対価Cの支払い方法

甲は、各業務のうち対価Cに区分される業務について、乙の請求に基づき、毎月、支払うものとする。

(3) 対価Cの支払い手続き

乙は、月間業務報告書において各業務の毎月の実績を甲に報告するものとし、甲から月間業務報告書を基にしたモニタリング結果の通知を受けたうえで、支払請求書を発行するものとする。

甲は、支払請求書を受理した場合において、各業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に対価を乙に支払うものとする。

6 対価の改定及び変更

(1) 物価変動等による改定

対価A又はBに該当する各業務のうち、別表5に示す指標に基づき、次のとおり改定を行う。

ア 対価の改定は、令和10年4月以降の対価について行うものとし、その後も一事業年度に1回見直しを行うものとする。

イ 乙は、毎年度8月1日時点で公表されている最新の各指標（直近12ヶ月分の平均値）に基づき見直しを行い、指標の変動の大小にかかわらず、指標毎に改定の要否を確認し、8月末日までに甲へ書面で報告を行うこと。

ウ 対象となる対価それぞれについて、見直し時の指標と前年度（前年8月1日時点で公表されている直近12ヶ月分の平均値）の指標及び前回改定時（第1回目の改定は入札公告日である令和8年8月時点で公表されている直近12ヶ月分の平均値）の指標を比較し、各指標の前年からの変動率が、±1%に満たない場合、及び前回の改定時からの累積の変動率が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、このいずれかが基準値以上となる場合にのみ改定を行うものとする。なお、設計業務委託等技術者単価については、年度毎に公表されるため、直近の最新値を活用するものとする。

エ 改定された対価は、改定検討した年度の翌年度の4月以降の支払に反映させる。

【計算式】

改定後の支払額： $Y = X \times \alpha$

Y = 改定後の各対価

X = 前回改定年度の各対価

α = 改定率（改定時参照の指数／前回改定時参照の指数）

別表５ 費用項目の指標

業務区分	業務内容		指標による改定の有無	指標
総括管理業務	一元管理業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	各種計画書及び報告書の作成・報告業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	更新計画案作成業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	業務管理、危機管理、安全管理業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
計画案策定業務	ストックマネジメント計画案策定業務		改定する	設計業務委託等技術者単価(国土交通省)における技術者単価の総平均
処理場施設等管理業務	運転操作監視業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	廃棄物運搬処分業務		改定する	消費税を除く企業向けサービス価格指数 下水道・廃棄物処理 産業廃棄物処理(日本銀行調査統計局)
	保守点検整備業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	水質管理業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	修繕業務	計画修繕	改定しない	該当なし
		突発修繕 (税込み60万円未満)	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
		突発修繕 (税込み60万円以上)	改定しない	該当なし
	ユーティリティ等※ 調達・管理業務	電力	改定しない	該当なし
		薬品	改定する	消費税を除く国内企業物価指数 化学製品 無機化学工業製品(日本銀行調査統計局)
		上記以外	改定する	消費税を除く国内企業物価指数 総平均(日本銀行調査統計局)
	情報管理業務		改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第１表 賃金指数 事業所規模５名以上 調査産業計のうちの現金給与総額

業務 区分	業務内容	指標による 改定の有無	指標
	住民対応業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	文書管理業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	保安全管理業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	環境整備管理業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	見学者、研修等対応業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	広報協力業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	他工事立会業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
	その他管理業務	改定する	毎月勤労統計調査、厚生労働省 時系列表第1表 賃金指数 事業所規模5名以上 調査産業計のうちの現金給与総額
災害 事故 対応 業務	災害事故対応業務	改定しない	該当なし

別紙2 モニタリングの基本的な方針

1 モニタリングの基本的な方針の位置づけと目的

モニタリングの基本的な方針（以下「本方針」という。）は、本業務を適正に履行されていることを確認するため甲が行うモニタリング及び乙が行うセルフモニタリングについて、その内容を示すものである。

2 モニタリングの概要

本業務におけるモニタリングとは、事業期間にわたり、乙が提供するサービス水準が要求水準を満たしているか、本契約の履行が適切に実施されているか等を甲が監視する行為である。甲は、乙の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務の是正や執行体制の見直しを求めることができるものとする。

3 モニタリングを行う体制

本業務におけるモニタリングの体制は、以下のとおりとする。

(1) 乙によるモニタリング

乙は、本業務の履行状況が要求水準を満たしているかについて、セルフモニタリングを行う。なお、法定基準に係る放流水質及び脱水汚泥含水率について、要求水準書に定める目標基準を未達、又は未達のおそれがあることをセルフモニタリングにより認識した場合には、乙は速やかに甲に報告するものとする。

(2) 甲によるモニタリング

甲は、本方針に基づき書面もしくは会議体の方法により、本業務の履行状況が要求水準を達成しているかの確認を、乙のセルフモニタリングの結果を踏まえながら実施する。なお、甲が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

また、甲がモニタリング業務を部分的に委託する場合には、甲とともにモニタリング業務の受託事業者への資料提供等を行う。

4 モニタリング対象業務

本業務におけるモニタリング対象業務は、第18条第2項で定める総括管理業務、計画策定業務、処理場施設等管理業務及び災害事故対応業務とする。

5 モニタリングの実施方法

(1) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングについては、「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（平成30年12月）」（公益社団法人 日本下水道協会）を参考に実施するものとする。

(2) モニタリングの方法

モニタリングの方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

ア 書類による確認

甲は、乙が作成し実施した各業務のセルフモニタリング結果を踏まえ、別表6の書類を用いてモニタリングを実施する。

別表6 モニタリングに必要な書類

書類名	内容確認時期	記載事項
事業実施計画書	履行開始時	要求水準書第2章 一般事項 2.2 提出書類のとおり
年間業務計画書	当該年度の開始14日前	同上
月間業務報告書	月次報告会	要求水準書別紙2 事業実施中の提出書類のとおり
年間業務報告書	年次報告会	同上
事故報告書	随時	日時、対応者、事故の状況、（設備の故障等を伴う場合）対象設備等の情報
ストックマネジメント計画案策定業務に係る業務完了時の提出書類	業務終了時	要求水準書第3章 業務要求水準 3.1 スtockマネジメント計画案策定業務のとおり
その他、甲が必要とする書類	随時	甲の指示による

イ 会議体による確認

甲及び乙は、別表7に示す会議体を設置する。甲は、これらの会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の達成状況並びに課題及びその是正状況等を確認し、対応方針について乙と協議を行う。

別表7 会議体の設置

会議体名	議題
月次報告会	前月業務報告 業務進捗状況 その他
年次報告会	各種業務報告 業務進捗状況、要求水準の達成状況 年間業務計画の確認 その他

ウ 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、甲が必要と判断した場合、又は乙が現地確認を要請した場合、甲は現地における確認を行うものとし、乙は甲の現地における確認に協力しなければならない。

甲が現地における確認を行う場合には、乙は立ち会わなければならない。その際、甲は、必要に応じて品質及び性能の確認を行い、その確認及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

6 モニタリングを行う時期

(1) 定期モニタリングの種類

本業務における定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。甲は必要に応じて実施頻度や時期を変更することができる。

ア 月次報告会

月次報告会は、月1回実施する。

イ 年次報告会

年次報告会は、原則、翌年度４月に実施する。最終年度については３月に実施する。

(2) 不定期モニタリングの種類

本業務における不定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。

ア 現地確認を伴うモニタリング

現地確認を伴うモニタリングは、甲と乙が協議の上、開催日を決定するものとする。このモニタリングは、定期モニタリングと合わせて実施することもできる。

イ 緊急モニタリング

緊急モニタリングは、甲が緊急的にモニタリングの開催を必要と判断した場合に行うものとする。モニタリングを実施する際は、甲から乙へ実施日を遅滞なく連絡し、乙はモニタリングに要する書類等を速やかに整理するものとする。

(3) モニタリング実施予定

各年度のモニタリングの実施予定は、別表８のとおりとする。

別表８ モニタリング実施予定

モニタリング	モニタリング方法	実施予定	備考
月次報告会	原則会議体	月１回	
年次報告会	会議体	翌年度４月	最終年度３月実施
現地モニタリング	現地	不定期	甲からの要請等で実施
緊急モニタリング	書類	不定期	甲からの要請等で実施

7 要求水準未達の措置

(1) 要求水準未達の措置

甲によるモニタリングや乙によるセルフモニタリングにより、モニタリングの対象業務が要求水準を満たしていないと判断される事象が生じた場合の措置は、以下のとおりとする。

(2) 是正通告

乙が履行する業務について、甲によるモニタリングや乙によるセルフモニタリングにより、要求水準の未達が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、是正措置をとることを通告する。乙は、定められた期間内に、是正方法及び期日等の是正計画を定めた是正計画書を甲に提出しなければならない。

なお、甲は乙が提出した是正計画書の内容が不十分であると認められる場合は、是正計画書の変更、再提出を求めることができるものとする。

(3) 是正計画書の変更

是正計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して、再度是正計画書の変更、再提出を求めることができるものとする。

(4) 対価の支払停止

再提出した是正計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、対価の支払

いを停止することができるものとする。

(5) 契約解除

対価の支払い停止措置を講じた後、定められた期間を経過しても当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、契約を解除することができるものとする。

8 モニタリング結果及び要求水準の達成状況の公表

甲は、モニタリング結果及び要求水準の達成状況を甲の公式ウェブサイト等で公表することができるものとする。

別紙3 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙が本契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙4 情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、本契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、本契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。